

## 津島市公共下水道接続促進補助金交付要綱

制 定 平成22年7月1日施行

改 正 令和3年4月1日施行

(趣旨)

**第1条** 公共下水道接続促進補助金(以下「補助金」という。)は、公共下水道への接続を促進し、下水道の普及を図るため、公共下水道に接続するための費用について交付するものとし、その交付に関しては、市費補助金等交付規則(平成元年津島市規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

**第2条** この要綱において「接続工事」とは、公共下水道の処理区域内に存する建築物に係る排水設備(下水道法(昭和33年法律第79号)第10条第1項に規定する排水設備をいう。以下同じ。)の設置の工事であって、次に掲げる工事を含むものをいう。

- (1) くみ取便所を水洗便所に改造し、その污水管を公共下水道に連結する工事
- (2) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽(浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条の規定により同号に規定する浄化槽とみなされるものを含む。)の使用を廃止し、水洗便所の污水管を公共下水道に連結する工事

(対象事業及び対象経費)

**第3条** 補助の対象となる事業は、接続工事であって、当該処理区域について下水道法第9条第2項において準用する同条第1項の規定により工事された下水の処理を開始すべき日(以下「供用開始日」という。)から2年(前条第1号に掲げる工事にあっては、3年)以内に完了するものとする。

2 補助の対象となる経費は、前項の事業(以下「補助事業」という。)に要する経費とする。

(対象者)

**第4条** 補助金の交付を受けることができる者は、処理区域内に存する建築物の所有者及び使用者(当該建築物に係る接続工事について所有者の承認を受けた場合に限る。)であって、市税及び津島市下水道事業受益者負担に関する条例(平成21年津島市条例第5号)第1条に規定する負担金を滞納していない者(国及び地方公共団体を除く。)とする。

(補助金の限度額)

**第5条** 補助金の額は、予算の範囲内で、次に掲げる額を限度とする。

- (1) 第2条第1号に掲げる工事に係る対象事業にあっては、改造するくみ取便所1箇所につき5万円

- (2) 第2第2号に掲げる工事に係る対象事業にあつては、廃止する浄化槽1基につき2万円（供用開始日において、当該廃止する浄化槽の設置の日から7年を経過していないときは8万円、5年を経過していないときは14万円）

（交付の申請）

**第6条** 規則第4条の規定による申請は、同条の規定にかかわらず、公共下水道接続促進補助金交付申請書（様式第1）によるものとする。

- 2 規則第4条の規定による申請は、津島市下水道条例（昭和39年津島市条例第55号）第5条第1項の規定による申請と併せて行わなければならない。

（決定の通知）

**第7条** 規則第5条第2項の規定による通知は、同項の規定にかかわらず、公共下水道接続促進補助金決定通知書（様式第2）によるものとする。

（変更の届出）

**第8条** 規則第8条第1項の規定による届出は、同項の規定にかかわらず、公共下水道接続促進補助金計画変更届出書（様式第3）によるものとする。

- 2 規則第8条第3項の規定による通知は、同項の規定にかかわらず、公共下水道接続促進補助金計画変更通知書（様式第4）によるものとする。

（完了の報告）

**第9条** 規則第9条の規定による報告は、同条の規定にかかわらず、接続工事完了報告書（様式第5）によるものとする。

- 2 規則第9条の規定による報告は、津島市下水道条例第7条第1項の規定による届出と併せて行わなければならない。

（額の確定の通知）

**第10条** 規則第10条の規定による通知は、同条の規定にかかわらず、公共下水道接続促進補助金額確定通知書（様式第6）によるものとする。

（交付の請求）

**第11条** 規則第11条第3項の規定による補助金の交付の請求は、公共下水道接続促進補助金請求書（様式第7）によるものとする。

（帳簿等）

**第12条** 規則第14条に規定する帳簿等は、次のとおりとする。

- (1) 収支状況を記載した帳簿
- (2) 預金通帳
- (3) 支出を証明するための領収書等

## 附 則

- 1 この要綱は、平成22年7月1日から施行し、同年3月31日以後に津島市下水道条例第7条第1項の規定による届出をした排水設備の設置の工事に係る対象事業に

ついて適用する。

- 2 この要綱の施行の日前に津島市下水道条例第5条第1項の規定による申請をし、又は同条例第7条第1項の規定による届出をした排水設備の設置の工事に係る対象事業については、第6条第2項及び第9条第2項の規定は、適用しない。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 改正後の津島市公共下水道接続促進補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）第5条の規定は、平成22年3月31日以後に津島市下水道条例（昭和39年津島市条例第55号）第7条第1項の規定による届出をした排水設備の設置の工事に係る補助事業について適用する。
- 3 この要綱の施行の日前に改正前の津島市公共下水道接続促進補助金交付要綱の規定に基づき公共下水道接続促進補助金（以下「補助金」という。）の交付の決定を受けた者は、当該交付の決定に係る補助事業が新要綱第5条第2号の規定に該当し、かつ、同号の規定により算定した限度額が当該交付決定額を超えるときは、予算の範囲内において、その差額に相当する金額を補助金として交付する。
- 4 前項の規定による補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

様式第 1 (第 6 条関係)

公共下水道接続促進補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 津島市長

請求者 住 所  
フリガナ  
氏 名  
(名称及び代表者氏名)  
電話番号

公共下水道接続促進補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

排水設備設置場所		
浄化槽・くみ取便所の数	<input type="checkbox"/> 廃止する浄化槽 ( 基) 設置年月日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 改造するくみ取便所 ( 箇所)	
補助金交付申請額		
工事期間 (予定)	着 手	
	完 了	
排水設備 指定工事店	氏名又 は名称	
	住 所	電話番号
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 申請者の納税証明書又は納税状況調査の同意書 <input type="checkbox"/> 廃止する浄化槽又は改造するくみ取便所の写真 <input type="checkbox"/> 廃止する浄化槽の設置時期が確認できる書類の写し	

備考

- 1 該当する項目の□にレを付けること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第2（第7条関係）

公共下水道接続促進補助金決定通知書

年 月 日

様

津島市長

印

年 月 日付で申請のあった公共下水道接続促進補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 交付する。	
	<input type="checkbox"/> 交付しない。	理由：
決 定 番 号		
交 付 決 定 額		
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3（第8条関係）

公共下水道接続促進補助金計画変更届出書

年 月 日

（宛先）津島市長

請求者 住 所  
フリガナ  
氏 名  
（名称及び代表者氏名）  
電話番号

公共下水道接続促進補助金に係る接続工事の計画を変更したいので、次のとおり届け出ます。

決定年月日・番号		
接続工事の変更	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	変 更 後	変 更 前
	変更の内容	
変更の理由		
接続工事の中止	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
中止の理由		

備考

- 1 該当する項目の□にレを付けること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第4（第8条関係）

公共下水道接続促進補助金計画変更通知書

年 月 日

様

津島市長

印

年 月 日付け第 号で交付の決定をした公共下水道接続促進補助金について、次のとおり変更したので通知します。

変更後決定区分	<input type="checkbox"/> 交付する。	
	<input type="checkbox"/> 交付しない。	理由：
変更後交付決定額		
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第5（第9条関係）

接続工事完了報告書

年 月 日

（宛先）津島市長

請求者 住 所  
フリガナ  
氏 名  
（名称及び代表者氏名）  
電話番号

公共下水道接続促進補助金に係る接続工事が完了したので、次のとおり報告します。

決定年月日・番号		
排水設備設置場所		
工事期間	着 手	
	完 了	
排水設備 指定工事店	住 所	電話番号
	氏名又 は名称	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



様式第6（第10条関係）

公共下水道接続促進補助金額確定通知書

年 月 日

様

津島市長

印

公共下水道接続促進補助金の額を確定したので、次のとおり通知します。

決定年月日・番号	
確定交付額	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第7（第11条関係）

公共下水道接続促進補助金請求書

年 月 日

（宛先）津島市長

請求者 住 所  
フリガナ  
氏 名  
（名称及び代表者氏名）  
電話番号

次のとおり公共下水道接続促進補助金の交付を請求します。

請 求 金 額		
決定年月日・番号		
振 込 先	金融機関	
	預金種目	
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	
添 付 書 類	預金通帳の写し（口座番号及び口座名義の確認できる面のみ）	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。